

## 健康食品の電話勧誘

### 効能うたい高額請求

(2016年9月6日掲載原稿)

最近、効能効果をうたった高額な健康食品の電話勧誘についての相談が消費生活センターに寄せられています。

【事例】電話勧誘で「病気が治る良い健康食品がある」と試供品の購入を勧められた。体調が悪かったこともあり、安価な試供品ならと購入して飲んだところ、じんましんが出て余計に体調が悪くなった。その後、業者に追加購入はしないと伝えたが「少し飲んだだけでは効果は出ない。飲み続けなければいけない」と強引に勧められ、断り切れず商品の購入を了承した。届いた商品を再び飲んだがますます体調が悪くなり、請求金額も高額になって困っている。

健康食品はその名のとおり、あくまで食品の一つです。製品には、病気の予防・治療ができる作用や根拠はなく、医薬品と誤認されるような効能効果を表示・広告することはできません。

特定保健用食品・栄養機能食品などには、それぞれ例外的に機能表示が認められていますが、それでも医薬品的な効能効果の表示は認められていません。健康食品を使用し、体の不調を感じた場合はすぐに使用を中止しましょう。

また、医師の治療を受けている方は使用する前に必ず主治医に相談してください。自己判断で安易に使用すると、アレルギーや医薬品との相互作用により健康被害を起こす場合もあります。

健康食品による被害には、健康被害と高額な製品を購入したことによる経済被害があります。健康食品は医薬品と違い、病気の治療のために使用するものではありません。業者の言うことをうのみにせず、必要がない場合は、はっきり断りましょう。